

## 職業及び世系に基づく差別 (国連人権小委員会決議2003/22)

人権の促進及び保護に関する小委員会は、

すべての者は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなく、すべての人権及び基本的自由を享有する権利を有することを規定する「世界人権宣言」第二条、並びに、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第二条第一項、及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第二条第二項に含まれる類似の規定を想起し、

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」第一条第一項における「人種差別」の定義に含まれている、区別、排除、制限又は優先が禁止される事由の一つとして「世系」が含まれていることをも想起し、

さらに、二〇〇〇年八月十一日の小委

員会決議2000/4及びこの問題に関してR. K. W. Goonesekere氏が提出した作業文書 (E/CN.4/Sub.2/2001/16) を想起し、

人種差別の撤廃に関する委員会が二〇〇二年八月二二日に「世系に基づく差別に関する一般的な性格を有する勧告XXXX」を採択したことを歓迎し、

現代的形態の奴隷制に関する作業部会が、奴隷制及び奴隷制類似の慣行の犠牲者がしばしば世系を享有する集団の構成員を含む少数者に属していることを認め、同作業部会第二八会期の報告書 (E/CN.4/Sub.2/2003/31) を考慮し、

職業及び世系に基づく差別が歴史的にみて様々な地域に存在する諸社会の特徴であったこと、及び、世界の人口の重要な部分に影響を及ぼし続けていることを認識して、

1. 職業及び世系に基づく差別が国際人権法によって禁止されている差別の一形態であることを再確認する。

2. いくつかの国家がこの形態の差別と戦い、それがもたらす諸結果を矯正するためにとった憲法上、立法上及び行政上の措置を認識し、及び推賞し、

3. 職業及び世系に基づく差別の問題に関して、Asbjorn Eide氏及び横田洋三氏が提出した拡大作業文書を歓迎し、並びに、同報告書が記載する結論及び勧告を是認する。

4. 諸国家に対して、人種差別の撤廃に関する委員会が採択した世系に基づく差別に関する一般的な性格を有する勧告XXXXを考慮しつつ、職業及び世系に基づく差別を効果的に撤廃するため、新たに強化された政策及び行動計画を、国内的、地域的及び国際的レベルで遅滞なく作成し、かつ実施することを要請する。

5. 諸国家に対して、「一般的な性格を有する勧告XXXX」を広く普及させることを要請する。

6. 人権委員会の関連する特別の機関、特に、相当な住居に関する特別報告者、現代的形態の人種主義、人種差別、外

国人排斥その他の関連する不寛容に関する特別報告者、教育に関する特別報告者、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康に関する特別報告者、女性に対する暴力に関する特別報告者、及び恣意的拘禁に関する作業部会に対して、それぞれの任務の範囲内の分野において、職業及び世系に基づく差別並びにそれに類似する形態の世襲的な社会的排斥の影響を考慮するよう要請する。

7. Eide氏及び横田氏に対して、財政支出を伴うことなく、小委員会決議2000/4により付与された任務を果たすために、職業及び世系に基づく差別の問題に関するさらなる作業文書を作成する作業を委託する。この文書の目的は、特に次の通りである。

(a) 関係政府がとった法的、司法的、行政的及び教育的措置を検討すること。

(b) 職業及び世系に基づく差別によって影響を被っている社会をさらに特定すること、並びに、

(c) 委員会の「一般的な性格を有する勧告XXXX」を十分に考慮して、関連する国際的な人権条約機関及び国連諸機関、特に、人種差別の撤廃に関する委員会、国際労働機関及び国連教育科学文化機関との協力及び共同して、中央又は連邦政府のみならず、地方政府並びに職業及び世系に基づく差別がしばしば発生する企業、学校、宗教施設その他の一般公衆の使用を目的とした場所等の私的部門をも含む、すべての関連する行為体のための原則及び指針案を作成すること。

8. Eide氏及び横田氏に対して、小委員会第五六会期にその作業文書を提出するよう要請する。

9. 同一の議題のもとで、小委員会第五六会期においてこの問題に関する審議を継続することを決定する。

第二二回会合（二〇〇三年八月二三日）、無投票採択

（翻訳：村上正直〔大阪大学大学院教授／IMADR・JIC企画運営委員〕）